

令和6年10月28日（月）
第86回九都県市首脳会議

幼児教育・保育人材の確保 及び定着に向けた支援について



「こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)」

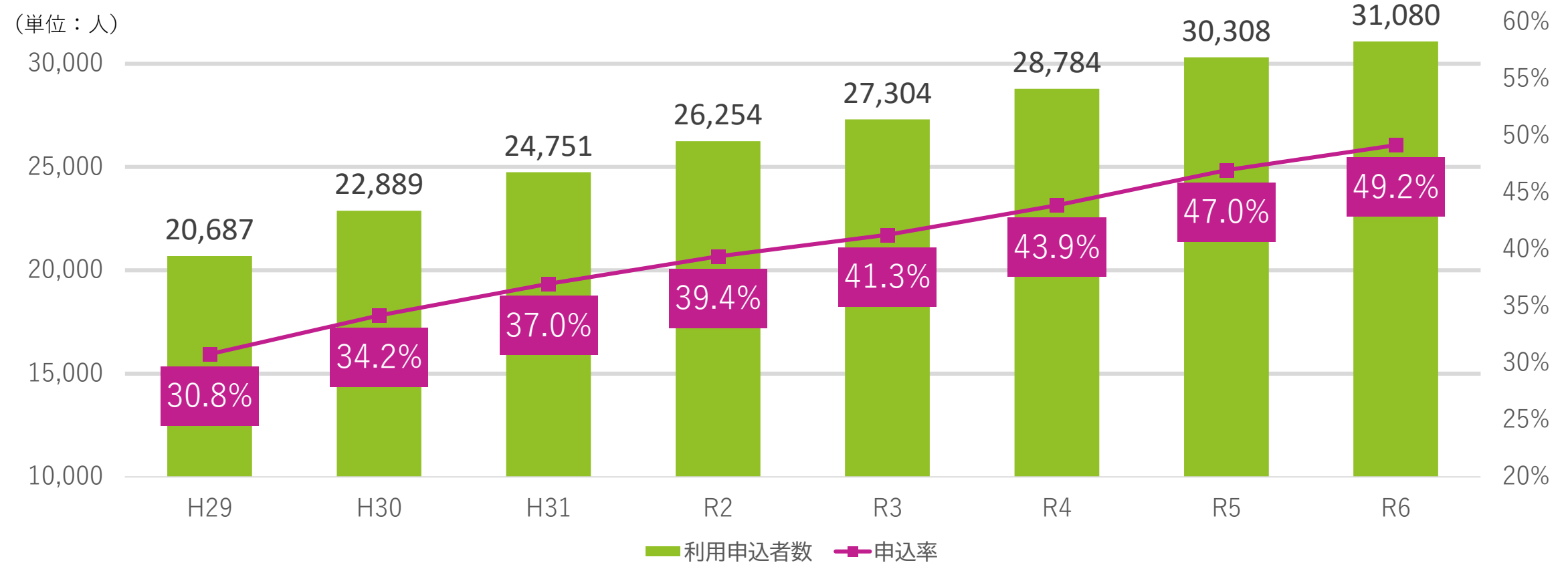
- ・ 令和12年までが、少子化傾向を反転
できるかどうかの ラストチャンス
- ・ 保育の量的な拡大から
幼児教育・保育の 質の向上 へ

さいたま市の現状

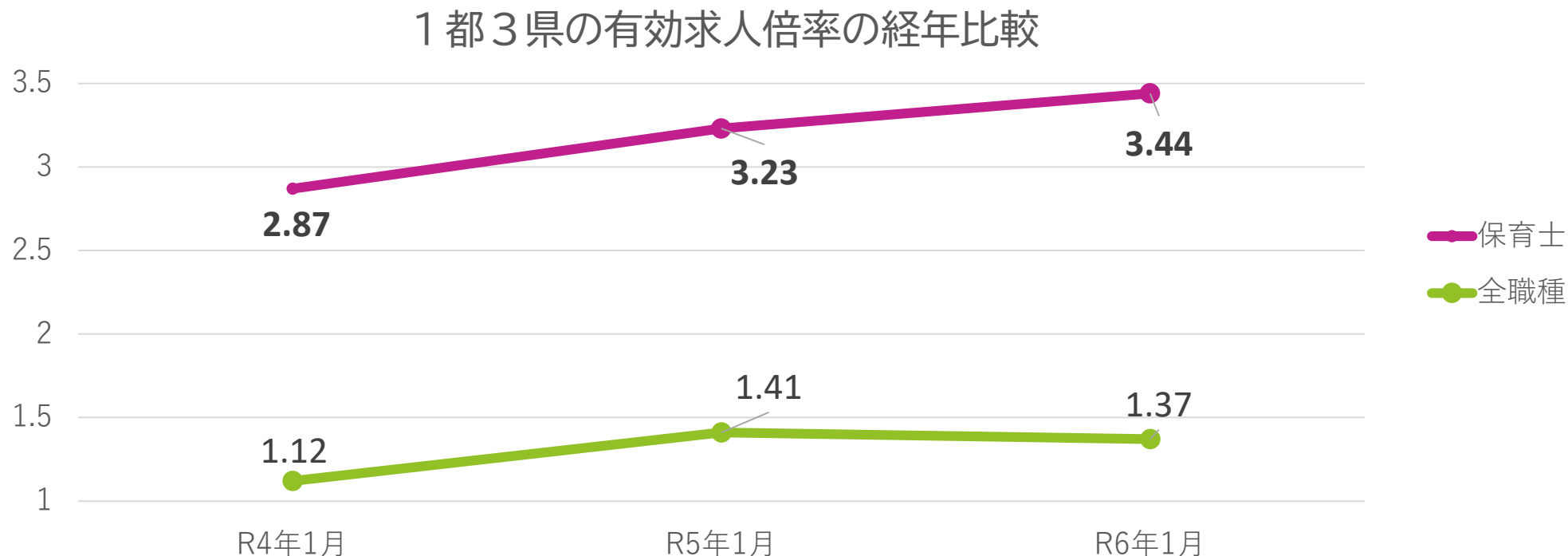
●就学前児童数は、全国的な傾向と同様に減少傾向だが、
共働き世帯の増加により申込者数は増加

➔保育需要の増加

認可保育施設への申込者数・申込率（対：就学前児童数）の推移（各年4月現在）

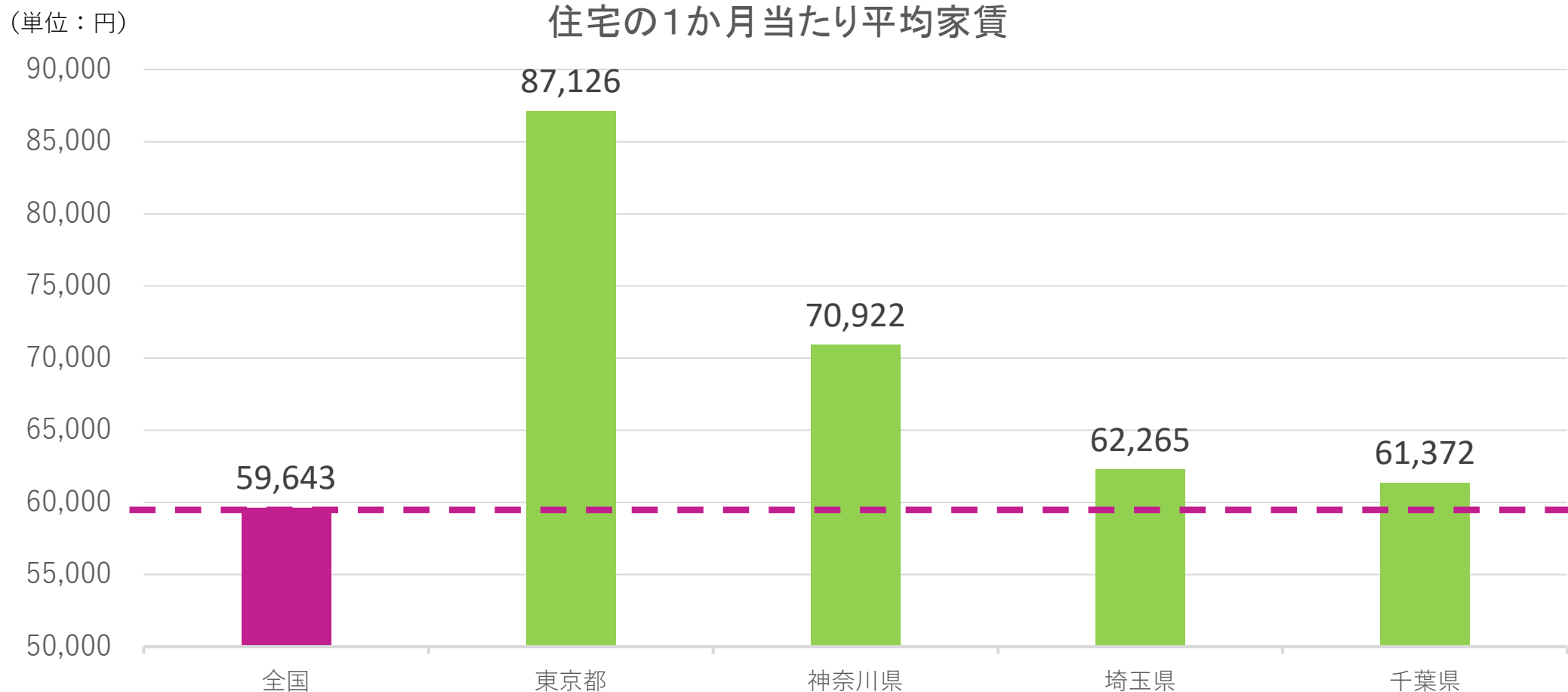


- 1都3県の保育士の有効求人倍率は年々上昇しており、保育人材の採用は困難な状況が継続



- 加えて、職員配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の創設など、国の施策により必要な保育人材は今後も増加する見込み

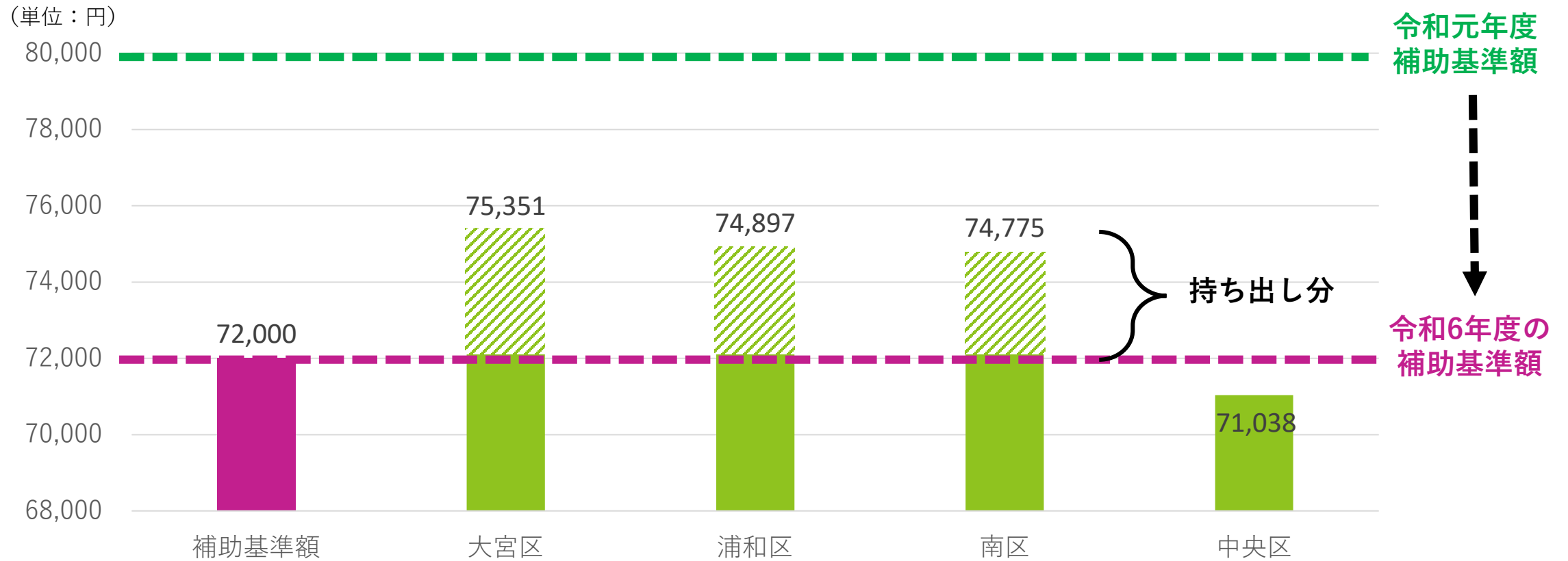
●全国平均に比べ、1都3県の住居費は高額 → 人材定着には
宿舍借り上げ支援事業が必要



●人材確保・定着には、

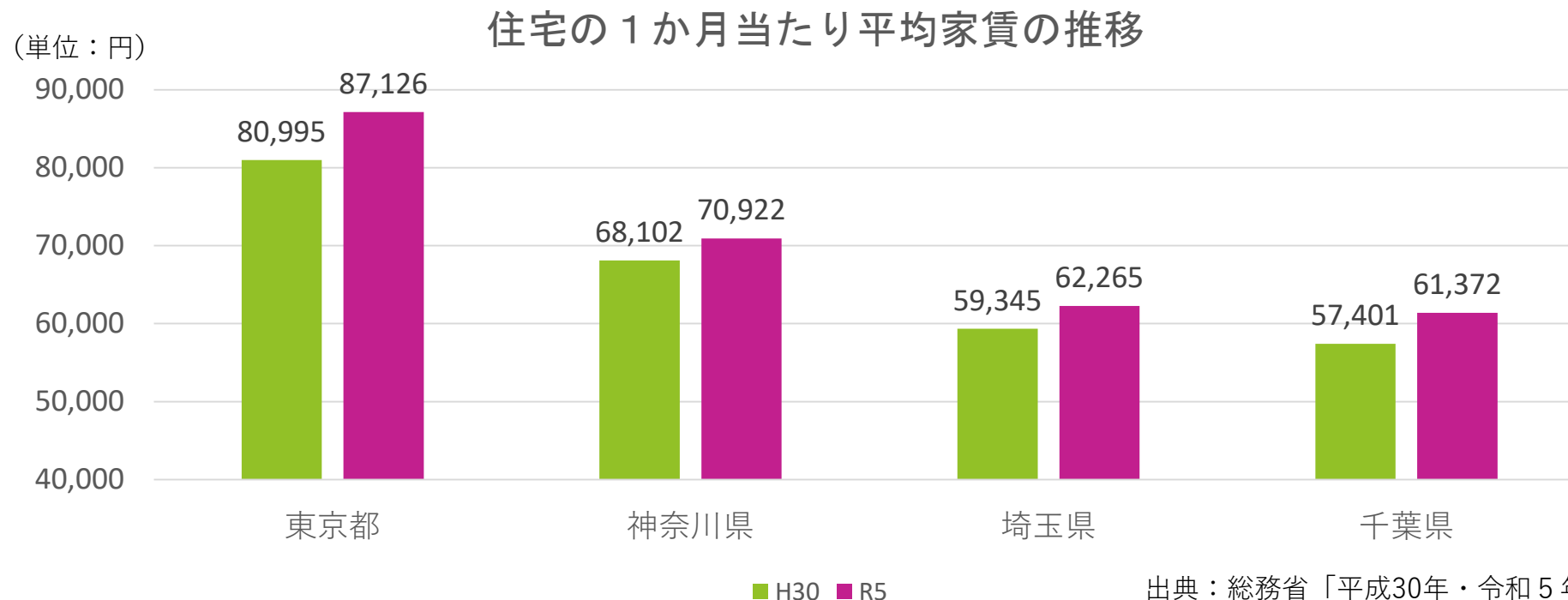
- ①十分な金額が必要であるにもかかわらず、同一市町村内の地域であっても補助額が不足

さいたま市 住宅の1か月当たり平均家賃



●人材確保・定着には、

②九都県市の住居費が増加している状況に鑑み、増額の検討も必要



●人材確保・定着には、

③長期の支援が有効であるが、補助期間が短縮

(～令和2年度：10年間 → 令和6年度：6年間)

➡①～③について補助の拡充が必要

- 幼児教育・保育の質の向上のため、宿舎借り上げ支援事業の対象者の拡大が必要



対象

【対象外】

【対象外】



保育士



看護師

※保育士とみなす場合は対象



調理員・栄養士



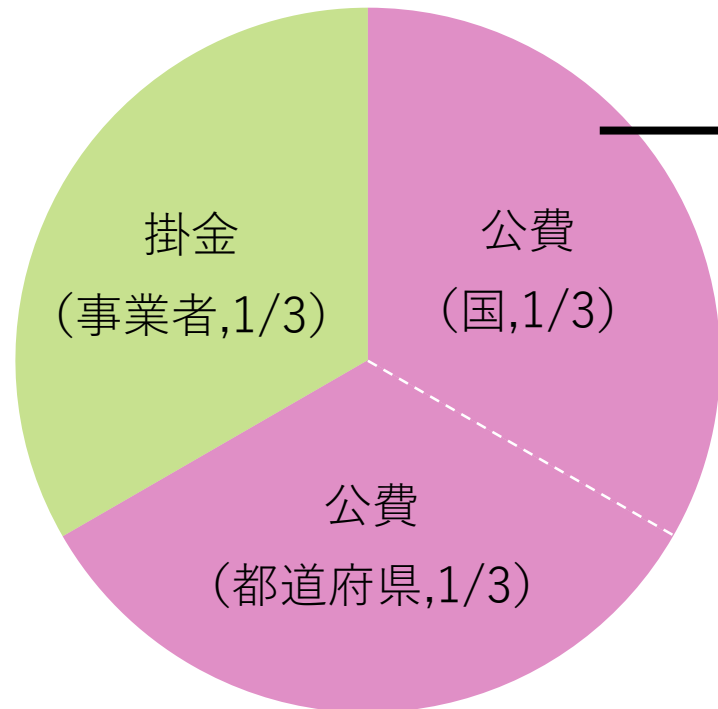
【対象外】



幼稚園教諭

- 目的：職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与すること
- 対象：社会福祉法人が運営する保育所等の職員

退職手当共済の内訳



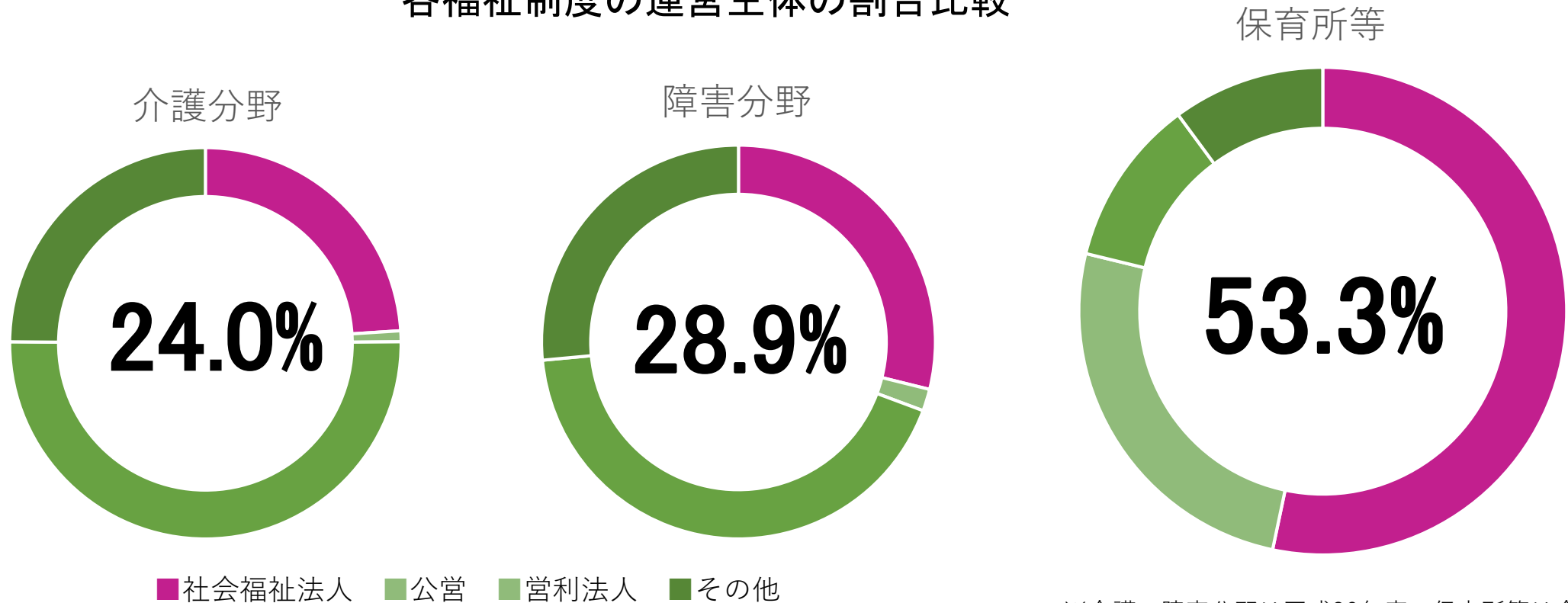
●公費助成について

(社会保障審議会福祉部会)

- ・『新子育て安心プラン』の最終年度である令和6年度末までに、イコールフットィングの観点等を踏まえ、見直しを検討
- ・介護及び障害分野の公費助成は既に廃止

●保育所等は非営利の社会福祉法人による経営が多数

各福祉制度の運営主体の割合比較



※介護・障害分野は平成30年度、保育所等は令和4年度
出典：第26回社会保障審議会福祉部会 資料
厚生労働省「令和4年 社会福祉施設等調査」

●公費助成の見直しは保育事業全体に影響大

➔保育の質の低下を招きかねない

- 1 宿舎借り上げ支援の九都県市における国庫補助基準額を令和元年度水準に復元し、さらなる増額を検討すること。また、補助期間を令和2年度と同様の期間に復元すること。
- 2 宿舎借り上げ支援の対象者を看護師、調理員、栄養士に拡大するとともに、幼稚園教諭に対する宿舎借り上げ支援事業を創設すること。
- 3 独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉施設職員等の退職手当共済に係る公費助成について、現行制度を継続すること。